

児童家庭支援センターの設置状況

	都道府県市名	H19年度	H20年度新規	H21年度新規予定
1	北海道	8		
2	青森県	1		
3	岩手県	1		
4	宮城県	1		
5	秋田県			
6	山形県	1	1	
7	福島県			
8	茨城県	2		
9	栃木県			
10	群馬県	2		
11	埼玉県	2	1	
12	千葉県	2		
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県	2		
18	福井県	3	1	
19	山梨県	1		
20	長野県			
21	岐阜県	3		
22	静岡県	1		
23	愛知県			
24	三重県	1		
25	滋賀県	1		
26	京都府	1		1
27	大阪府	1		
28	兵庫県	2		3
29	奈良県	2		
30	和歌山県			1
31	鳥取県	1		
32	島根県			
33	岡山県			
34	広島県			
35	山口県	4		
36	徳島県	1		
37	香川県	1		
38	愛媛県	1		
39	高知県	2	1	
40	福岡県	1		
41	佐賀県			
42	長崎県	1		
43	熊本県	1		
44	大分県	2		
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県	1		
48	札幌市	2		1
49	仙台市			
50	さいたま市			
51	千葉市	3		
52	横浜市	1		
53	川崎市	1		
54	新潟市			
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋市	1		
58	京都市			
59	大阪市	1		
60	堺市	1		
61	神戸市	2		
62	広島市			
63	北九州市	1		
64	福岡市			
65	横須賀市			
66	金沢市	1		
	計	68	4	6

資料：家庭福祉課調べ(H21. 2. 1)

※「H20年度新規」は予定を含む。

児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要）

概要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。
 - ・ 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
 - ・ 3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
- ただし、政令により、受給資格者が就業していること等の一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外することとしている。

具体的な内容

- (1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由
 - ① 就業している。
 - ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
 - ③ 身体上又は精神上の障害がある。
 - ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
 - ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。
- (2) 一部支給停止の適用除外となるための手続き
 - 原則として手当の支給開始後5年等を経過する月（以下「5年等満了月」という。）の末日までに、
 - (1) ①～⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類を自治体に提出。
（各自治体からは前々月までに事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこととしている。）
 - 仮に書類の提出期限までに手続きが行われず、一部支給停止の対象となった場合であっても、後日、書類の提出が行われれば、内容に応じ2年間に応じ2年間にさかのぼって差額支給が可能。